

平成 28 年 12 月 10 日

登録派遣スタッフ各位

株式会社ファーストスタッフ
代表取締役 高藤 孝一

マイナンバー制度導入に伴う個人番号の提供のお願い

個人番号（マイナンバー）の利用が平成 28 年 1 月から社会保障や税の分野での利用が開始することに伴い、会社として、以下の事務に利用するために、皆さまやご家族（扶養家族）の個人番号を届け出ていただく必要があります。

①源泉徴収関連
②扶養控除等（異動）申告書、保険料控除申告書兼給与取得者の配偶者特別控除申告書
③退職所得に関する申告書作成
④財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄に関する申告書、届出書及び申告書作成
⑤個人住民税関連
⑥雇用保険関連
⑦健康保険・厚生年金保険関連
⑧国民年金第 3 号被保険者の届出
⑨その他、上記①～⑧に関連する事務

そこで、皆さまに関連する次項の**番号確認書類（原本）**及び**身元確認書類（原本）**及び別添の『本人・扶養家族個人番号一覧表』にご本人（扶養家族がいる場合はご家族分）の個人番号を記載の上、持参（もしくはコピーを郵送）して下さい。事務取扱担当者がこれらの書類を確認致します。種類を有してない場合は、事前にご相談ください。

株式会社ファーストスタッフ（082-503-7071 まで）

番号確認書類	身元確認書類
いずれか 1 つ	いずれか 1 つ
○個人番号カード	○個人番号カード
○通知カード	○免許証
○個人番号記載の住民票	○その他会社が認めるもの
	上記身元確認書類を有してない場合は 下記書類いずれか 2 つ
	○保健証・年金手帳・児童手当証書
	○その他会社が認めるもの